

香勞発基 1010 第 9 号  
令和 5 年 10 月 10 日

荷主事業主各位

香 川 労 働 局 長  
( 公 印 省 略 )

トラック運転者の荷待ち時間の解消等の推進について（要請）

平素より労働行政の運営について、格別の御協力を賜っており、厚く御礼申し上げます。

さて、労働基準法や自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（改善基準告示）の改正により、同法に基づく上限時間を超える長時間労働が禁止になるなど、労働時間や拘束時間等に関する改正規定が令和 6 年 4 月 1 日から適用されます。

今後、荷の配送を依頼しようとしてもこれらの上限時間を超える場合はそれができなくなるだけでなく、なによりも道路貨物運送業は他の産業に比べて長時間労働の実態にあり、過労死等に係る脳・心臓疾患の労災認定事案の発生が最も多い業種であることから、トラック運転者の長時間労働の是正を積極的に進める必要があります。

トラック運転者の長時間労働の要因の中には、長時間の荷待ちなど個々の運送業の事業主だけでは改善することが困難な部分もあり、発着荷主の能動的な対応が必要不可欠となっております。

また、改正貨物自動車運送事業法に基づき、トラック運転者の労働条件の改善や運転手不足の解消を図り、安定した輸送力を確保するため、運送事業者が法令を遵守して持続的に事業を行う際の参考となる「標準的な運賃」が国土交通大臣により告示されています。

つきましては、貴社におかれましても、この趣旨をご理解いただき、発荷主及び着荷主の立場から下記事項について実施いただくようお願いいたします。

#### 記

- 1 経営トップが改正の趣旨・概要を認識すること。
- 2 経営トップから、次の事項を含め、物流管理統括者を選定し、荷待ちや荷役作業等に係る時間の把握を行い、関係ガイドラインに基づく取組みを進めるよう、必要な方針表明や指示を行うこと。
  - (1) 長時間の荷待ちを発生させないように取り組むこと。

- (2) 運送業務の発注等担当者に改善基準告示を周知し、安全な走行が確保できないおそれのある発注を行わず、トラック運転者が改善基準告示を遵守できるような着時刻等を設定すること。
  - (3) 上記のほか、荷役作業時間の削減、出荷に合わせた生産・荷造り、運送を考慮した出荷予定時刻の設定、納品リードタイムの確保など、必要な事項を実施すること。
- 3 「標準的な運賃」を認識し、担当者に周知すること。

※関係ガイドライン等については、以下のサイト又は QR コードをご確認ください。

- 「自動車運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイト 情報いろいろ 宝箱（荷主の皆様へ）」

<https://driver-roudou-jikan.mhlw.go.jp/truck/shipper>



- 「はたらきかたススめ！（すべての一般市民・事業主の皆様へ）」

[https://jsite.mhlw.go.jp/kagawa-roudoukyoku/hourei\\_seido\\_tetsuzuki/\\_112501\\_00013.html](https://jsite.mhlw.go.jp/kagawa-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/_112501_00013.html)

